

令和2年5月27日（水）

於・全国町村議員会館 2階第1～第3会議室（ウェブ会議）

第32回
太平洋広域漁業調整委員会
議事録

1. 日時：令和2年5月27日（水）14：00～14：34

2. 場所：全国町村議員会館2階第1～第3会議室（ウェブ会議により実施）

3. 出席委員

【会長】

学識経験 関 いずみ

【都道府県互選委員】

北海道 川崎 一好

青森県 竹林 雅史

福島県 松野 豊喜

茨城県 大川 雅登

千葉県 塩野 健

東京都 有元 貴文

神奈川県 宮川 均

静岡県 鈴木 精

愛知県 船越 茂雄

三重県 掛橋 武

【農林水産大臣選任委員】

漁業者代表 福島 全良

漁業者代表 小坂田 浩嗣

漁業者代表 金澤 俊明

漁業者代表 中田 勝淑

漁業者代表 井上 幸宣

学識経験 北門 利英

学識経験 花岡 和佳男

4. 議 題

- (1) 太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について
- (2) 太平洋クロマグロに関する委員会指示の一部改正について
- (3) 太平洋広域漁業調整委員会事務規程の一部改正について
- (4) その他

午後14時00分 開会

○事務局：西田課長補佐（事務局（西田））

それでは定刻となりましたので、ただ今から第32回太平洋広域漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、委員定数28名のうち、出席者名簿にある鈴木委員がご欠席と承っており、定数である過半数の18名の委員のご出席を賜っておりますので、漁業法第114条で準用する同法第101条第1項の規定に基づき、本委員会は成立していることをご報告いたします。

それでは、関会長、議事進行をよろしく願いいたします。

○関会長 よろしく申し上げます。本日は、お忙しい中、委員の皆様におかれましてはご出席をいただきましてありがとうございます。

コロナの影響で水産界にも非常に大きな影響が出ているわけなんですけども、やっと緊急事態宣言も解除されて、まだ予断を許さない雰囲気ではありますけれども、いまは一人一人ができることをやっていくしかないという思いでおります。今回はウェブ会議ということで私も慣れない状況であるんですけども、議事進行へのご協力をお願いいたします。

本日は、水産庁から、藤田資源管理部長、廣野管理調整課長、魚谷資源管理推進室長に御出席をいただいております。

それでは本日ウェブ環境を通じてご臨席いただいている水産庁の藤田資源管理部長から、委員会の開催にあたり一言、ご挨拶をいただきたいと思っております。

○藤田資源管理部長 聞こえますでしょうか。四月から資源管理部長を務めさせていただいております、藤田でございます。よろしく願いいたします。まず始めに、いま会長のほうからお話がありましたけども、新型コロナウイルスによって亡くなられた方々にお悔やみを申し上げます。また感染された方々の早いご回復をお祈り申し上げます。そして、毎日現場で努力をされております、医療従事者の皆様をはじめ、食料生産のために毎日事業継続に努めて頂いている農林水産業関係者の皆様に心から御礼申し上げます。我々といたしま

しても、本日二次補正予算の話が出ているようですけども、まずは先般成立いたしました、一次補正予算の対策の周知徹底を行いまして、当初予算と併せて活用することで、新型コロナウイルスによる影響の緩和に努めていきます。引き続き関係者の皆様の現場の声を伺いながら事業継続に向けて努めていきたいと考えておりますのでご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、本日は三月に開催される予定だった委員会の延期によるものでして、いずれもこれまで行われてきた委員会指示の見直しということでございます。このため委員の方の中にはすでに内容をよくご存じの方もいらっしゃると思いますけれども、この新しいウェブ会議のもとでもしっかりと意思疎通をして今後につなげていきたいと考えております。

また本年は新しい漁業法を施行する年でありまして、豊かな資源を将来にわたって持続的に利用できるように皆様と意見交換を行いながら準備を進めていきたいと考えております。いろいろと不自由な状況となっておりますが、皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。まして、わたくしの冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○関会長 藤田部長、どうもありがとうございました。

続きまして、資料配付の確認を事務局からお願いいたします。

○事務局（西田） それでは、配布資料のご確認をさせていただきます。事前にメールでお配りしている資料ですが、まず、本日の委員会の議事次第、委員名簿、出席者名簿、それから本日の委員会でご説明させていただく資料が、資料1～資料3でございます。

配付資料は以上となっておりますが、不足等ございましたら事務局の方までお申し付けください。

○関会長 続きまして、後日まとめられます本委員会の議事録の署名人の選出についてですが、事務規程第12条により会長の私からご指名させていただきます。都道府県互選委員からは茨城県大川委員、大臣選任委員からは福島委員、以上のお二方に本日の委員会に係る議事録署名人をお願いします。どうかよろしくお願いいたします。

○福島委員 わかりました。

○大川委員 了解いたしました。

○関会長 会場（全国町村議員会館）にお越しいただいた報道関係の皆様にお伝えいたします。冒頭のカメラ撮りはここまででございますので、以降の撮影につきましてはお控えください。

なお、今回は本委員会として初めてのウェブ会議の開催になります。委員の皆様方におかれましては、マイクはミュート、消音としていただき、発言する際まず音声又はチャット機能により意思を表示していただき、私から合図した後にご発言をお願いいたします。

それら手続きにつきましては、事前に事務局よりお送りしたウェブ会議の進め方を参照いただき、円滑な議事進行にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

○関会長 それでは、議題に入ります。まずは（１）「太平洋南部キンメダイに関する委員会指示」について、事務局より説明いたします。

○事務局（西田） それでは資料１－１をご覧ください。

本委員会指示の概要をお示ししておりますが、昨年 11 月の太平洋南部会でも議論しましたキンメダイの資源管理につきまして、その管理措置の一つとして底刺し網漁業の規制を行うものです。

キンメダイ資源の管理・回復を図るために、EEZ内の下記の規制海域、下の地図の斜線の海域で、自由漁業として行われている、キンメダイを獲ることを目的とする底刺し網漁業にかかる規制を行うものというのが、今回の委員会指示の内容です。

具体的には底刺し網漁業の操業隻数を増加させないことを目的とした承認制での規制になっております。これは毎年承認を出させていただいておりまして、現在 1 隻が承認を受けて操業しております。

本年も引き続き同様の内容で承認制度を行いたいという内容になっておりますが、前回からの変更点は、この日付の部分の更新のみとなっておりますので、本委員会指示の発出に

ついてご審議いただきたいと思います。

私からの説明は以上でございます。

○関会長 ありがとうございます。ただいまの説明について、ご質問、ご意見等があれば承ります。キンメ漁ですので神奈川の宮川委員、静岡の鈴木委員から最近のキンメの状況も踏まえてご発言ありましたらお願いします。

○宮川委員 神奈川の宮川です。聞こえますか、去年の神奈川のキンメ漁を報告させていただきたいんですが、去年はおととしの前年比 17%でした。目を疑うような数字なんですけれども、去年もその前の年の半分だったので去年はかなり悪かったです。原因として考えられるのは、いろいろあるのですが、異常気象、高水温、急潮、サメやイルカによる食害、燃油の高騰などが複合的に作用したものと思っております。特に伊豆諸島海域では黒潮の本流が流れ込んでいるのでその潮の流れ次第で漁自体がかなり左右されます。また最近イルカウォッチングが流行っておりまして、操業するときにはイルカが来てしまっってそのイルカの食害を受けているような状態です。今年はいいまして、1月から4月の間で去年と今年で比較しますと、去年の 70%でした。この緊急事態宣言を受けて、キンメの価格が下がっておりまして、通常約半分になっておりまして、皆困っております。稼働率もかなり下がっている状態です。ただ前向きな考え方をすれば、このコロナによって稼働率が落ちたことで漁場を休ませることができていると思います。昔の漁師がよく言っていたんですけれども、時化も道具のうちだと、これは魚を獲るだけが漁師ではなく漁場を休ませることも漁師の仕事だということだと思っております。5月、6月というのは産卵期もありますので、漁場を休ませることで、長い目で見れば今後のキンメの資源回復に期待できるのではないかとプラスの方向で考えているところで今後期待しているところです。

以上です。

○関会長 ありがとうございます。なかなか厳しい状態ではありますが、今後コロナが回復したらその後の漁に期待したいところですね。静岡の鈴木委員いかがでしょうか。

○鈴木委員 静岡の鈴木です。キンメ漁に関してはいま神奈川の宮川委員が話したような、似たような感じです。私のところ、稲取に関しては去年に比べると水揚げの量が増えていることは確かです。ただコロナの影響で価格は半分という非常に残念な日々が続いております。また伊豆半島にある賀茂船主協議会の中で、キンメ漁の先のことを考えて、今年から1つの漁場を3年間禁漁にすることと、4月から9月の間、産卵に向かう時期に毎週火曜日も休漁とする処置をとっております。私のところは以上です。

○関会長 ありがとうございます。自主的に様々な資源管理・資源回復に向けた手立てが講じられているとのことで、教えて頂きありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは本委員会として、太平洋広域漁業調整委員会指示第34号を本日付で発出することとし、今後の事務手続上におきまして軽微な修正等があった場合、会長一任とさせていただきたいと思っております。反対の意思がある方は音声又はチャット機能で意思を表明してください。よろしいでしょうか。

○関会長 ありがとうございます。それでは事務局のほうで委員会指示についての事務手続きと官報への掲載をお願いします。

○関会長 それでは、議題2「太平洋クロマグロに関する委員会指示の一部改正について」事務局より説明いたします。

○事務局（西田） それでは資料2-1をご覧ください。今回くろまぐろの承認に関する委員会指示の改正についてご審議いただくものですが、今回の改正点は大きく3点です。

一つは改正理由の1と2についてで、現在の委員会指示の承認期間が6月30日、有効期間が7月31日までとなっており、本来であれば更新してそこからまた2年の指示を発出するところですが、現在の承認の期間がくろまぐろの管理期間とずれがあることから、今回は承認期間を来年の3月末まで延長し管理期間と合わせようというものです。なお、この改正による現在有している承認証の書き換え等は不要となりますのでご安心ください。

二点目は、改正理由の3で、これまで、委員会指示の有効期間中の承認は承継か廃業見合いによる申請のみ認めてきたところですが、平成30年の一斉更新の際に大幅に承認隻数を削減させた県から、承認数の増加について強い要望があったところです。このため、一斉更新の際の廃業の見合いのような形で、真にやむを得ない場合は我が国全体で400を上限に、県からの意見書を持って承認することができるという規定を新たに設けるものです。廃業見合いが大原則であるという運用は変わらないのですが、クロマグロの資源管理に影響の無い範囲で多少柔軟な運用ができないかと規定するもので、申請の前に必ず水産庁にご相談いただきたいと考えております。

最後に改正理由の4ですが、指示の1の(2)のト(二)の別表1に定める漁業につきまして、現状に合わせ、東京都の「かつお・まぐろ漁業」を「かつお・まぐろ釣り漁業」及び「まぐろはえ縄漁業」に分けて記載しております。

ただいまご説明した内容につきましては、「資料2-1の別紙1」として委員会指示の新旧対照表と溶け込み版、「資料2-1の別紙2」として事務取扱要領の新旧対照表と溶け込み版により改正内容を、また、「資料2-1の別紙3」に隻数管理の考え方等承認等の取り扱いについて記載しておりますので、委員会指示と承認事務取扱要領の一部改正についてご審議いただきたいと思っております。

なお、本件については我が国全体で400を上限とするとの規定を設けることから、他の広調委との整合を図る必要がありますので、事務局により各委員会の議決状況を確認したいと思っております。

事務局からは以上になります。

○関会長 ありがとうございます。ただ今三つの改正点があったわけですが、ご質問・ご意見がある方はチャット機能または音声で発言の意思を表示して頂きたいと思っております。

特にないでしょうか。よろしいでしょうか。水産庁のほうからも補足的な説明等はよろしいでしょうか。

○事務局（西田） 委員会指示の説明については今させていただいた通りですので、ご質問等あれば、委員会の後でも結構ですので、都道府県等を通じて、寄せて頂ければと思います。

引き続き、クロマグロに関連しまして、「遊漁で採捕したクロマグロの市場等での売却について」沿岸・遊漁室より報告いたします。

○事務局（東原） 水産庁沿岸・遊漁室の東原と申します。よろしく願いいたします。資料の20ページ、資料の2-2をご覧ください。「遊漁で採捕したクロマグロの市場等での売却について（情報提供のお願い）」についてご説明いたします。

太平洋クロマグロについてはこれまで関係漁業者、行政機関、研究機関が連携して資源管理に取り組んでいただいているところがございます。またこれまでご審議いただいたとおり、沿岸くろまぐろ漁業として広域漁業調整委員会の指示により承認を受けて漁業を行っているところであります。

このような中で、遊漁者が釣ったクロマグロを市場等で売却しているのではとの声が寄せられております。遊漁者が採捕したクロマグロを市場等で売却することは、たとえ一回のみだとしても状況によっては営むことに該当しうると考えられまして、この場合沿岸くろまぐろ漁業の無承認漁業、いわゆる広域漁業調整委員会指示違反に該当しうるものと考えております。水産庁といたしましては遊漁で採捕したクロマグロの市場等での売却の実態を把握するとともに、委員会承認を受けずに採捕したクロマグロの流通を防止する必要があると考えております。

つきましてはこれまでお願いして参りましたクロマグロの資源管理についての周知広報のほか、遊漁で採捕したクロマグロが市場等で売却されているのかについて情報提供のご協力を頂きたくお願いいたします。今後各都道府県にも話をさせていただきまして、遊漁団体などにも周知し情報提供を求めていく予定でございます。資料の一番下にある「※2」の注意書きについて補足説明します。「遊漁者がクロマグロを市場等で販売することは、たとえ一回だとしても「営む」ことに該当すると考えられ」となっているのですが、本注意書き

の意図は、例え1回であっても営むことに該当しうる、該当する場合があるということであり、1回で営むことに該当するとの意図ではございません。「該当しうると考えられ、この場合、委員会指示の沿岸くろまぐろ漁業にも該当しうる」となり、しうるが二回続いてしまうので、当方では読めるかと考えたのですが、誤解を与えるのではないかと思い、補足説明をさせていただきました。意図としては先程説明した通り、たとえ一回のみだとしても状況によっては営むことに該当しうるということで、その場合沿岸くろまぐろ漁業の無承認漁業にも該当しうるということでございます。私の説明は以上です。よろしく申し上げます。

○関会長 ありがとうございます。資料の2-1、2-2含めてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○関会長 よろしいでしょうか。

それでは本委員会として、太平洋広域漁業調整委員会指示第35号を本日付で発出するとともに、太平洋広域漁業調整委員会指示第29号の9に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領を一部改正することとします。事務取扱要領については先程事務局から説明がありましたように他の広調委との整合を図るため、事後的に事務局により確認し、もし問題があるような場合の扱いについては委員会指示9に基づき会長に一任いただいでよろしいでしょうか。なお、反対の意思がある方は音声又はチャット機能で意思を表明してください。よろしいでしょうか。

○関会長 特に異議の表明がないということですので、事務局のほうで委員会指示についての事務手続きと官報への掲載をお願いします。

○関会長 それでは、議題3「太平洋広域漁業調整委員会事務規程の一部改正について」事務局より説明いたします。

○事務局（西田） それでは資料3-1をご覧ください。太平洋広域漁業調整委員会事務規程の改正理由としまして、情報通信機器の発展により、会議の開催場所とは別の場所にいる委員同士が議事の審議に参加し、合議体としての意思決定を行うとともに、当該会議の公開を行

うことが可能となっていることを踏まえ、会長が認める情報通信機器を活用した会議への出席が可能であることを明示するため、改正を行うものです。

具体的には事務規程第5条第4項に「委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる」という規定を新たに追加するもので、新旧対照表を資料3-2、溶け込みを資料3-3として添付しておりますので、内容確認の上ご審議いただきたいと思っております。

事務局からの説明は以上です。

○関会長 ありがとうございます。ただいまの説明について、ご質問、ご意見等があればお願いします。

○関会長 以前からこの会議の中でもウェブ会議を活用するという意見は出ていて、今回コロナがきっかけになったわけですが、図らずも実現したというところなんですけれども、改正案についてはよろしいでしょうかね。

それでは特にご意見もないということなので本委員会として、太平洋広域漁業調整委員会事務規程を本日付で改正することとしてよろしいでしょうか。反対の意見がある方は音声又はチャット機能で反対の意思を表明してください。

それではご意見がないようですのでこの改正ということで進めさせていただきます。

○関会長 続きまして、議題（4）の「その他」ですが、事務局では特に用意はないとのことです。

最後に確認ですが、これまでの議事において、初めてのウェブ会議ではあるものの意思の疎通は図られたものと考えていますが、諮った議事の内容について発言したい事項があったにも関わらず、それを伝えることができなかった委員や、発言の意思表示がうまくいかなかった委員がいらっしゃった場合はこの場でご発言を受けたいと思っております。チャット機能または音声でお知らせ頂ければと思います。

大丈夫でしょうか。よろしいですか。

ありがとうございました。では全ての議事についてご了承いただいたということとさせていただきます。

○関会長 ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

引き続き、次回の委員会の開催予定について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（西田） 事務局から説明させていただきます。今後の情勢ということもありますが、次回は例年どおり、今年 11 月頃に次回の委員会を開催したいと考えております。次回は本委員会のほか、各部会も開催いたします。

日時及び場所等については、会長ほか皆様のご都合もお伺いしながら調整の上、追ってご連絡いたしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

事務局からは以上です。

○関会長 ありがとうございます。次回の委員会は、例年どおり 11 月頃に予定されているということです。委員の皆様方、よろしく願いいたします。

○関会長 委員の皆様、ご臨席の皆様におかれましては、私も含めて慣れないウェブ会議にも関わらず、議事進行へのご協力誠にありがとうございました。

事務局におかれましては、本日いただいたご意見を踏まえて、今後の委員会の運営に活用していただきたいと思っております。

なお、議事録署名人に指名させていただきました茨城県の大川委員、大臣選任委員の福島委員のお二方には、後日、事務局から本日の議事録が送付されますので、よろしく申し上げます。

次回、ウェブ会議もこのようにできることが分かったのですが、顔を見合わせることも大事なことかと思っております。次回、通常通りできれば良いなと思っておりますが、第 32 回太平洋広域漁業調整委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

午後 1 4 時 3 4 分 閉会